

# 贈与の基礎講座 その⑦

～相続時精算課税制度とは～

# 今まで取り上げてきた贈与（暦年課税）のおさらい



「お金あげるね」



「ありがとう」

**贈与が成立**

## 【暦年課税の特徴】

- ・ 年間110万円までは非課税で贈与可能。その額を超えると累進課税により税金が計算される。
- ・ 財産を貰う側が年間にいくら財産を貰ったかで贈与税が計算される。  
（両親から100万円ずつ貰ったら合計200万円で課税される）

# 相続時精算課税制度とは

贈与には暦年課税と全く異なる贈与税の制度があります。  
それが相続時精算課税制度です。

## 【制度概要】

- ・ 父母、祖父母からの贈与について合計2,500万円までの財産については**無税で贈与が可能**。
- ・ 贈与額の合計が2,500万円を超えた場合、**超えた金額に20%の贈与税が課税**されます。

# 相続時精算課税制度の適用要件

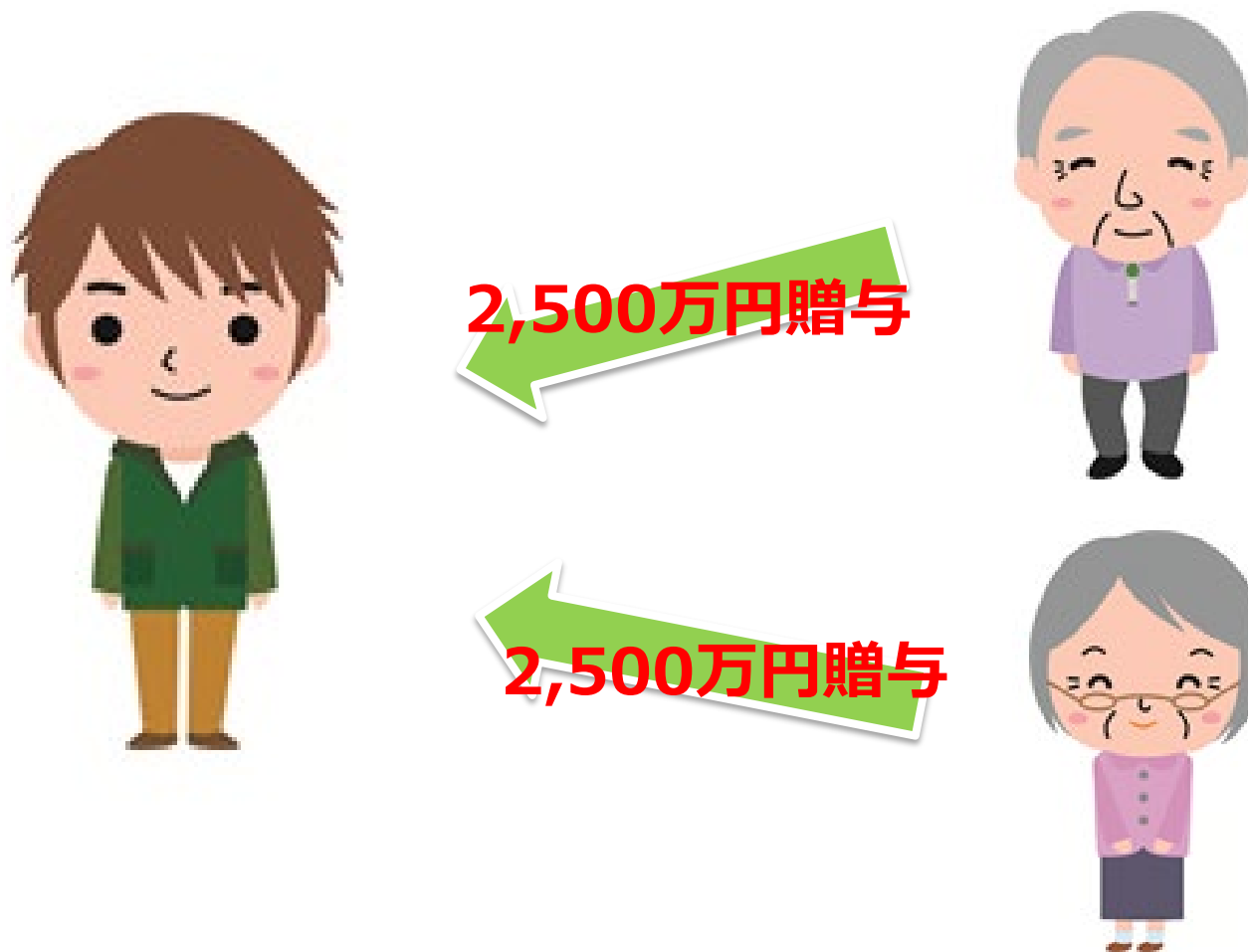
①貰う側（受贈者）が贈与を受けた年1月1日時点で20歳以上であること

②あげる側（贈与者）が贈与した年1月1日時点で60歳以上で、貰う側の父母や祖父母など直系尊属であること

③贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日までの間に贈与税の確定申告書と併せて相続時精算課税選択届出書を税務署に提出すること

（相続時精算課税選択届出書の提出は初年度のみでOK）

# 相続時精算課税制度の適用（贈与者の考え方）



相続時精算課税制度は贈与者ごとに選択が可能です。  
(父・母それぞれ2,500万円の枠を確保できる)

# 相続時精算課税制度のデメリット

①相続時精算課税制度を活用して贈与した財産は、その贈与者が亡くなった時に全て相続財産として相続税の計算に加算しないといけない。

(暦年課税については過去3年間の贈与のみ相続計算に加算する)

②一度相続時精算課税制度を選択した贈与者との贈与は、二度と暦年贈与には戻れない。

(父とは相続時精算課税制度、母とは暦年贈与を選択などはOK)

③相続時精算課税を選択した場合、年110万円以下の贈与についても毎年贈与税の申告が必要。

END